

登園自粛要請期間中の保育料の減免について

(令和2年4月8日～5月31日の期間分)

この資料は、新型コロナウイルス感染症に関連した保育料の減免について、計算方法や返金時期などをまとめたものです。なお、千葉市にお住まいの保護者様向けに作成しています。千葉市外にお住まいの方は、お住まいの自治体の保育料担当部署にご確認ください。

1 減免対象となる保育料について

3歳未満児の保育料

(注) 認定こども園が保育料とは別に定めている費用(教育充実費、バス代等)は対象外です。

2 減免の計算方法について

①日割り計算

原則、次の計算方法により、日割り計算で保育料を決定し直します。

[計算方法]

決定済保育料 ÷ 25日 × 登園日数 = 日割り計算後の保育料 (10円未満切り捨て)

②市独自の特別措置

すでにお知らせしましたとおり、本市による登園自粛要請をより早期に推進するため、市独自の減免を実施します。以下の条件を満たす場合は、①の日割り計算はせずに、対象月の保育料を無料にします。

対象月	対象期間	条件	特別措置
4月分	4月8日～5月2日	10日以上、登園を自粛 (土曜日含む)	保育料 無料
5月分	5月7日～5月30日		

3 返金の時期等について

在籍園の種別ごとの返金時期等は下表のとおりです。保護者の方の手続きは不要です。

種別	返金時期	返金方法	通知
公立保育所 民間保育園	4月分… <u>6月末頃7月3日</u> 5月分… <u>7月末頃8月5日</u> (現時点の予定です)	市から還付額を指定口座に振り込みます。 〔保育料を口座振替で納付している方〕 還付額を指定口座に振り込みます。 〔保育料を納付書払いで納付している方〕 振込口座を指定いただく必要があるため、右記通知とあわせて所定の様式を送付します。ご記入のうえご返信いただいた後、還付額を1～2か月後に振り込みます。 電子申請から還付口座申請をおこなうか、または園に備え付けの還付口座申出書を幼保運営課へご提出ください。	市から保護者様宛に、以下の通知を送付します。 (返金時期頃に送付します) ・保育料変更決定通知書 ・過誤納金還付通知書
直接契約 施設(※)	在籍園にご確認ください。 (上記の時期に、市から園に対して、児童ごとの変更情報を提供します。)	在籍園から還付額を返金しますが、園ごとに方法が異なりますので、詳しくは在籍園にご確認ください。	

※民間認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育をいいます

【お願い】本市では、保育料の納付にあたり、口座振替をお勧めしています。

納付書でお納めいただいている方は、これを機会に、口座振替への変更をお願いします。

4 その他

- 延長保育に係る保育料は、現状のとおり、利用日数に関わらず、利用月分の月額を徴収します。但し、1日も利用しない場合のみ、後日返金いたします。詳しくは在籍園にお問い合わせください。
- 保育料の減免は、原則、一度納付いただいた後に返金することとしますが、営業自粛等による収入減など、様々な理由で納付が困難な場合は、下記までご相談ください。
- 4月・5月分の返金は、それぞれ7,000件程度が見込まれております。可能な限り速やかな返金手続きに努めますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

(お問い合わせ先) 幼保運営課管理班

043-245-5726

unei.CFC@city.chiba.lg.jp